

四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札（郵便）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第2条第3項の規定に基づき、同条第1項の一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、四日市市契約施行規則（昭和39年規則第12号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格）

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を全て備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から過去2年間において、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 入札の参加の申込みをした日において引き続き1年以上、法人の場合は四日市市内に本店、支店、営業所等を有し、個人の場合は四日市市内に住所を有していること。
- (4) 入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、本市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がない者であること。
- (5) 入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年2月5日告示第28号）に基づく入札参加資格停止等の措置又はこれに準ずる措置を受けている期間がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (8) 本市の市税を滞納していないこと。
- (9) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理、運営する自動販売機（飲料、食品に限る）を設置した実績を有していること。
- (10) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

（入札の公告）

第3条 市長は、入札に付そうとするときは、入札の前日から起算して7日前までに入札の公告をするものとする。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する貸付物件に関する事項
- (2) 入札者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加申込みの受付の期間及び場所
- (4) 契約条項を示す期間及び場所

- (5) 入札執行の日時及び場所
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 仕様書の縦覧の期間及び場所
- (9) 仕様書の配布の期間、場所及び方法
- (10) 仕様書に対する質問に関する事項
- (11) その他必要な事項

3 第1項の規定による公告の写しについては、施設所管課及び管財課において閲覧に供するとともに、公告の内容を市のインターネットのホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するものとする。

（入札参加の申込み）

第4条 入札に参加しようとする者は、入札公告にて示した期間に一般競争入札参加申込書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

（仕様書の縦覧等）

第5条 入札に係る仕様書の縦覧及び配付は、入札公告により定めるところにより行うものとする。

2 市長は、入札に係る仕様書に対する質問書（様式第2）の提出があった場合には、その質問に対する回答書（様式第3）により回答するとともに、ホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

（入札保証金の免除）

第6条 この要領に基づく入札は、四日市市契約施行規則（昭和39年規則第12号）第3条第1項第5号に規定する入札とし、入札保証金の全部を免除するものとする。

（入札の基本的事項）

第7条 入札に係る仕様書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が当該仕様書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、当該誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の減額を請求することができない。

（入札書の郵送）

第8条 入札参加者は、入札書（様式第4）に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札公告にて示した場所へ、開札日の前日（前日が土曜日、日曜日及び祝日等の場合は、その日の前日とする。）の17時15分までに到着するよう郵送（特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便に限る）しなければならない。この場合において、郵送に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

2 入札書に使用する印鑑は、契約の締結、代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。
3 同一人が代表者となる法人等は、重複して入札に参加することはできない。
4 入札参加者は、市長から指示された仕様書その他契約締結に必要な条件を承諾の上、入札しなければならない。

（入札の辞退）

第9条 入札を辞退する場合は、開札日の前日（前日が土曜日、日曜日及び祝日等の場合は、その日の前日とする。）の17時15分までに、入札公告にて示した場所へ辞退届（様式第5）を提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換え等の禁止）

第10条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることができない。

（入札の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (3) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (6) 記名、押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- (8) 入札書の金額等の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) 最低貸付料又は予定貸付料率（以下「最低貸付料等」という。）未満の入札
- (10) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

（開札）

第12条 開札は、入札告示に示した日時と場所において、入札事務に關係のない本市の職員の立会いのもと行う。

（落札候補者の決定）

第13条 市長は、最低貸付料等以上で最も入札金額又は貸付料率（以下「入札金額等」という。）の高い者を落札候補者と決定するものとする。

2 市長は、第16条第6項、第17条第3項又は第18条第2項の規定により落札候補者のした入札を無効としたときは、最低貸付料等以上で次に入札金額等の高い者を落札候補者と決定するものとする。

（くじによる落札候補者の決定）

第14条 落札候補者となるべき同額又は同率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、入札事務に關係のない本市の職員によるくじ引きにて落札候補者を決定するものとする。

（入札結果の通知）

第15条 入札結果の連絡は、落札者にのみ連絡をするものとする。

（保証金）

第16条 落札候補者は、あらかじめ定められた期日までに入札金額の100分の5に相

当する額以上の額を保証金として納めなければならない。

- 2 貸付料率による入札における落札候補者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ定められた期日までに貸付期間の年数に 10,000 円を乗じて得た額を保証金として納めなければならない。この場合において、貸付期間に 1 年に満たない期間があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 第 13 条第 2 項の規定により決定された落札候補者は、前 2 項の規定にかかわらず、市長が指定する期日までに保証金を納めなければならない。
- 4 落札候補者が第 18 条第 1 項の規定により落札者と決定され、契約を履行したときは、保証金は還付するものとする。
- 5 保証金には利息を附さない。
- 6 落札候補者が保証金を納めないときは、当該落札候補者がした入札は無効とする。

(資格確認書類の提出等)

第 17 条 落札候補者は、あらかじめ定められた期日までに一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 6）、誓約書（様式第 7）、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式第 8）その他入札公告にて示された書類（以下「資格確認書類」という。）を提出しなければならない。

- 2 第 13 条第 2 項の規定により決定された落札候補者は、前項の規定にかかわらず、市長が指定する期日までに資格確認書類を提出しなければならない。
- 3 落札候補者が前 2 項に規定する期日までに資格確認書類を提出しないときは、当該落札候補者がした入札は無効とする。この場合、当該落札候補者が納付した保証金は還付するものとする。

(入札参加資格の確認等)

第 18 条 市長は、落札候補者から提出された資格確認書類について審査を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

- 2 前項の規定により審査を行い、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者がした入札は無効とする。この場合、当該落札候補者が納付した保証金は還付するものとする。
- 3 前 2 項の入札参加資格の審査は、資格確認書類の提出があった日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「土曜日等」という。）を除く。）に行わなければならない。

(資格確認結果の通知)

第 19 条 市長は、前条の審査により落札候補者が入札参加資格を満たしていることを確認した場合にあっては、落札者の決定をしたうえで、当該落札者にその旨を一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第 9）（以下「確認結果通知書」という。）により通知するものとし、入札参加資格を満たしていないことを確認した場合にあっては、当該落札候補者にその旨及び理由を確認結果通知書により通知するものとする。

(入札参加資格のない者への理由説明)

第20条 前条の規定により、入札参加資格を満たしていない旨の通知を受けた者は、当該通知のあった日の翌日から起算して7日以内（土曜日等を除く。）に書面により市長に説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求める文書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して7日以内（土曜日等を除く。）に書面により回答するものとする。

(入札結果等の公表)

第21条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに入札執行調書（様式第10）をホームページに掲載して公表するものとする。

(契約の締結)

第22条 落札者は、市長があらかじめ指定する期日までに市有財産有償貸付契約を締結しなければならない。

(落札者の決定の取り消し)

第23条 市長は、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合、落札者の決定を取り消すことができる。この場合、当該落札者が納付した保証金は市に帰属するものとする。

- (1) 落札者が前条の契約を締結する前に、本市から入札参加資格停止の措置、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加資格停止等の措置又はこれに準ずる措置を受けることが明らかになった場合
 - (2) 正当な理由なく前条の契約を締結しない場合
- 2 落札者の決定の取り消しに関して、市は一切の損害賠償の責を負わない。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。